

令和5年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和5年度9月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年9月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総 括 表)	3
		自 然 共 生 課	4
		住 宅 政 策 課	5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 節の明細		11
	4 繰越明許費に関する調書	自 然 共 生 課	12

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	くらしの安心推進課	13
第6号	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	まちづくり課	15
第7号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	住 宅 政 策 課	17
第8号	鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例	住 宅 政 策 課	19
第25号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館)について	自 然 共 生 課	21
第26号	公の施設の指定管理者の指定(天神川流域下水道)について	水 環 境 保 全 課	26
第27号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク))について	まちづくり課	31

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第7号	長期継続契約の締結状況について	自 然 共 生 課	36

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
自然共生課	664,431	75,000	739,431		(38,250) 75,000			
住宅政策課	2,486,019	20,000	2,506,019				20,000	
合計	10,164,278	95,000	10,259,278	0	(38,250) 75,000	0	20,000	県費負担 58,250
説明 (一般会計) 自然共生課 (新) 自然公園災害復旧事業 住宅政策課 鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

11 款 災害復旧費

2 項 土木施設災害復旧費

自然共生課（内線：7200）

1 目 建設災害復旧費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)自然公園災害復旧事業	0	75,000	75,000	0	<38,250> 75,000	0	0	県費負担 38,250
トータルコスト	0	76,559	76,559	(補正に係る主な業務内容) 委託業務発注、工事発注				
従事する職員数	0人	0.2人	0.2人					

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

令和5年8月の台風第7号により被災した自然公園施設の復旧を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
中国自然歩道（雨滝） [鳥取市国府町]	○測量設計 10,000千円 ○災害復旧工事 40,000千円 ・仮設工 ・橋梁復旧、擁壁復旧、土砂・岩石撤去 ・休憩舎（東屋）復旧 ほか	50,000
中国自然歩道（鷲峰山） [鳥取市鹿野町]	○測量設計 10,000千円 ○災害復旧工事 15,000千円 ・支障木・倒木処理 ・橋梁復旧、登山道付替え ほか	25,000
合計		75,000

3 事業目標・取組状況・改善点

復旧対象の自然公園施設は、利用者が本県の優れた自然に触れることができる施設であり、また、地域の観光資源にアクセスする重要な役割を担っており、安全で快適な自然公園等の利用を確保するために、被災箇所の早期復旧を図る。



被災前



被災後

中国自然歩道（雨滝）



歩道流失



木橋損壊

中国自然歩道（鷲峰山）

（注）起債欄の上段< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住宅政策課（内線：7398）

2 目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	47,334	20,000	67,334	0	0	0	20,000	
トータルコスト	48,114	20,780	68,894	（補正に係る主な業務内容） 予算執行事務（県拠出金の積立）				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人					

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することにより被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
基金積立	自然災害によって住宅に著しい被害を受けた被災者に対して交付する補助金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建等支援基金を積み立てる。 ○県の拠出額：100,000千円（令和5～9年度に20,000千円ずつ拠出。） ※市町村は令和8年度から拠出開始予定。	20,000

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県と市町村が協調して被災者住宅再建等支援基金を積み立てる。（目標積立額23億円）
 <基金積立額見込>R4末：19.6億円、R5末：20.1億円、R7末：21億円

【取組状況・改善点】

- ・平成28年の中部地震で一部損壊への支援を拡充した際に積立額の見直しを検討したが、中部地震により取り崩した基金の再積立が必要であったため、積立額は当面20億円で据置き、基金が20億円に達すると見込まれる年度に協議するよう条例に規定した。
- ・令和5年度に20億円に達することが見込まれたため、令和3年度から市町村と協議を重ね、国の制度拡充や住宅の耐震性向上などを加味した被害想定戸数に見直しを行い、基金積立目標額を23億円と試算し、令和5年9月1日に開催した鳥取県被災者住宅再建等支援制度運営協議会（県、鳥取市、米子市、八頭町、湯梨浜町、伯耆町で構成）で了承された。
- ・基金積立目標額の見直しに伴い、県及び市町村で追加拠出が必要な額は2億円（これまでの運用益等の蓄積があるため）となることから、県1億円、市町村1億円の拠出を行う。

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
				うち生活環境部						
							6項 住宅費			
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	286,092		286,092	30,858		30,858	28,976		28,976	
2 給料	1,904,616		1,904,616	249,414		249,414	196,508		196,508	
3 職員手当等	1,013,633		1,013,633	131,170		131,170	104,360		104,360	
4 共済費	716,817		716,817	92,209		92,209	73,883		73,883	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	21,960		21,960	15,214		15,214	12,383		12,383	
8 旅費	45,566		45,566	7,531		7,531	3,857		3,857	
費用弁償	11,710		11,710	2,021		2,021	1,317		1,317	
普通旅費	30,011		30,011	3,790		3,790	2,486		2,486	
特別旅費	3,845		3,845	1,720		1,720	54		54	
9 交際費	100		100							
10 需用費	625,612		625,612	20,447		20,447	15,499		15,499	
11 役務費	186,835		186,835	13,499		13,499	10,516		10,516	
12 委託料	7,834,961	37,500	7,872,461	1,042,044		1,042,044	447,553		447,553	
13 使用料及び賃借料	396,160		396,160	22,149		22,149	14,907		14,907	
14 工事請負費	25,707,325	300,000	26,007,325	2,177,956		2,177,956	1,108,099		1,108,099	
15 原材料費	9,510		9,510							
16 公有財産購入費	436,611		436,611							
17 備品購入費	300,390		300,390	17,793		17,793	100		100	
18 負担金、補助及び交付金	8,922,678	12,500	8,935,178	865,471		865,471	686,118		686,118	
19 扶助費										
20 貸付金	105		105	105		105	105		105	
21 補償、補填及び賠償金	1,254,003		1,254,003	10,489		10,489	10,489		10,489	
22 償還金、利子及び割引料	4,000		4,000							
23 投資及び出資金										
24 積立金	46,982	20,000	66,982	46,982	20,000	66,982	46,982	20,000	66,982	
25 寄附金										
26 公課費	11,884		11,884							
27 繰出金	9		9							
予備費										
計	49,725,849	370,000	50,095,849	4,743,331	20,000	4,763,331	2,760,335	20,000	2,780,335	
財	国庫支出金	14,669,414	15,000	14,684,414	1,038,726		1,038,726	764,410		764,410
源	地方債	17,696,000	310,000	18,006,000	463,000		463,000			
内	その他	1,420,170		1,420,170	626,836		626,836	602,031		602,031
訳	一般財源	15,940,265	45,000	15,985,265	2,614,769	20,000	2,634,769	1,393,894	20,000	1,413,894

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		6項 住宅費		
		2目 住宅建設費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	92		92
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	260		260
8	旅費	104		104
	費用弁償			
	普通旅費	50		50
	特別旅費	54		54
9	交際費			
10	需用費	77		77
11	役務費	351		351
12	委託料	105,097		105,097
13	使用料及び賃借料	20		20
14	工事請負費	1,007,676		1,007,676
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	100		100
18	負担金、補助及び交付金	605,581		605,581
19	扶助費			
20	貸付金	105		105
21	補償、補填及び賠償金	9,744		9,744
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	46,982	20,000	66,982
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	1,776,189	20,000	1,796,189
財源内訳	国庫支出金	757,639		757,639
	地方債			
	その他	56,124		56,124
	一般財源	962,426	20,000	982,426

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	11款 災害復旧費								
					うち生活環境部					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 土木施設災害復旧費		
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬									
2	給料	52,906		52,906						
3	職員手当等	26,906		26,906						
4	共済費	18,326		18,326						
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費									
8	旅費	968		968						
	費用弁償									
	普通旅費	968		968						
	特別旅費									
9	交際費									
10	需用費	5,853		5,853						
11	役務費	2,331		2,331						
12	委託料	595,500	260,900	856,400		20,000	20,000		20,000	20,000
13	使用料及び賃借料	2,146		2,146						
14	工事請負費	5,197,643	22,123,000	27,320,643		55,000	55,000		55,000	55,000
15	原材料費									
16	公有財産購入費	14,100	5,000	19,100						
17	備品購入費									
18	負担金、補助及び交付金	1,118,912	10,115,000	11,233,912	60,000		60,000			
19	扶助費									
20	貸付金									
21	補償、補填及び賠償金	35,500	5,000	40,500						
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金									
25	寄附金									
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	7,071,091	32,508,900	39,579,991	60,000	75,000	135,000		75,000	75,000
財源内訳	国庫支出金	4,556,517	25,002,700	29,559,217	60,000		60,000			
	地方債	2,321,000	7,355,000	9,676,000		75,000	75,000		75,000	75,000
	その他									
訳	一般財源	193,574	151,200	344,774						

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	11款 災害復旧費		
		補正前	補正額	補正後
		うち生活環境部		
		2項 土木施設災害復旧費		
		1目 建設災害復旧費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬			
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費			
8	旅費			
	費用弁償			
	普通旅費			
	特別旅費			
9	交際費			
10	需用費			
11	役務費			
12	委託料		20,000	20,000
13	使用料及び賃借料			
14	工事請負費		55,000	55,000
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費			
18	負担金、補助及び交付金			
19	扶助費			
20	貸付金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金			
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計		75,000	75,000
財	国庫支出金			
源	地方債		75,000	75,000
内	その他			
訳	一般財源			

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	133,235		133,235
2	給料	982,540		982,540
3	職員手当等	532,499		532,499
4	共済費	365,937		365,937
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	33,198		33,198
8	旅費	40,833		40,833
	費用弁償	9,753		9,753
	普通旅費	19,542		19,542
	特別旅費	11,538		11,538
9	交際費	100		100
10	需用費	144,778		144,778
11	役務費	48,166		48,166
12	委託料	2,213,447	20,000	2,233,447
13	使用料及び賃借料	89,932		89,932
14	工事請負費	3,053,981	55,000	3,108,981
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	35,771		35,771
18	負担金、補助及び交付金	2,402,791		2,402,791
19	扶助費			
20	貸付金	12,077		12,077
21	補償、補填及び賠償金	11,489		11,489
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	57,574	20,000	77,574
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	10,164,278	95,000	10,259,278
財源内訳	国庫支出金	2,599,762		2,599,762
	地方債	1,097,000	75,000	1,172,000
	その他	891,755		891,755
	一般財源	5,575,761	20,000	5,595,761

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
8款 土木費	
6項 住宅費	
2目 住宅建設費	
積立金・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	20,000

繰越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
11災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	1 建設災害復旧費	自然公園災害復旧事業費	自然共生課	75,000	75,000		75,000			9月補正予算により行う災害復旧について、関係機関等との協議・調整及び測量設計に時間を要すことから年度内の完了が困難なため。
生活環境部 合計					75,000	75,000		75,000			

条例名等	鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例													
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 旅館業法の一部が改正され、旅館業を営む者（営業者）が当該旅館業を譲渡する場合において、その譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)旅館業の営業者の地位承継の承認手続の中に、新たに事業譲渡が加わったため、承認手続に関する規定について、引用する旅館業法の条項を改めるほか、所要の規定の整備を行う。 (2)旅館業の譲渡及び譲受けによる承継の承認について、1件につき 7,400 円の手数料を新たに徴収する。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」の施行の日とする。</p> <p>【参考】 旅館業法の一部改正</p> <p>1 改正の概要 ・事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得（手数料 22,000 円）を行うことなく、都道府県知事の承認を受けて、営業者の地位を承継する。 (承継の対象となる事由に事業譲渡が追加された。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>法改正後</th> <th>法改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規開設</td> <td>許可（法第 3 条）</td> <td>許可（法第 3 条）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">承継</td> <td>事業譲渡（新設） （法第 3 条の 2）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合併又は分割 （法第 3 条の 3）</td> <td>合併又は分割 （旧法第 3 条の 2）</td> </tr> <tr> <td>相続 （法第 3 条の 4）</td> <td>相続 （旧法第 3 条の 3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 交付の日（令和 5 年 6 月 14 日）から起算して 6 月を超えない範囲内（12 月予定）</p>	区分	法改正後	法改正前	新規開設	許可（法第 3 条）	許可（法第 3 条）	承継	事業譲渡（新設） （法第 3 条の 2）	—	合併又は分割 （法第 3 条の 3）	合併又は分割 （旧法第 3 条の 2）	相続 （法第 3 条の 4）	相続 （旧法第 3 条の 3）
区分	法改正後	法改正前												
新規開設	許可（法第 3 条）	許可（法第 3 条）												
承継	事業譲渡（新設） （法第 3 条の 2）	—												
	合併又は分割 （法第 3 条の 3）	合併又は分割 （旧法第 3 条の 2）												
	相続 （法第 3 条の 4）	相続 （旧法第 3 条の 3）												

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>法第3条の3第2項及び法第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可を与える場合に意見を求めなければならない者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(<u>法第3条の2第2項、法第3条の3第2項及び法第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(宿泊者を拒むことができる事由)</p> <p>第7条 営業者は、<u>法第5条第1項第4号</u>の規定により、宿泊しようとする者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。</p> <p>(1) <u>泥酔者</u>その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項</u>の承認 一件につき7,400円</p>	<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(<u>法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可を与える場合に意見を求めなければならない者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(<u>法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(宿泊者を拒むことができる事由)</p> <p>第7条 営業者は、<u>法第5条第3号</u>の規定により、宿泊しようとする者が次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。</p> <p>(1) <u>でい酔者</u>その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第3条の2第1項又は第3条の3第1項</u>の承認 一件につき7,400円</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

条例名等	鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例															
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 市街化調整区域内における老朽空家の放置を防止するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の改正により新設された制度により除却された空家の敷地に自己用住宅を建設できるよう許可基準を改正する。</p> <p>2 概要 市街化調整区域内における開発行為の許可基準に、次に掲げる空家を除却した敷地に自己用住宅を建築する開発行為を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放置することにより特定空家（周囲に著しい悪影響を及ぼす空家）になるおそれのある空家（以下「管理不全空家」という。）として、市町村長から指導を受けて除却した空家 ・ 災害その他非常の場合で、緊急に除却等する必要がある特定空家として、法に基づき市町村長が除却を行った空家 <p>3 施行期日 施行期日は、改正法の施行日（公布日（令和5年6月14日）から6か月以内）とする。</p> <p>【参考】</p> <p>1 条例の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例は、都市計画法第34条第12号に基づき、市街化調整区域内において、市街化を促進しない開発行為として認める建築物の建築等の許可基準を定めている。（条例の適用対象は境港市及び日吉津村で、中核市である鳥取市と独自条例を持つ米子市は適用対象外） ・ 市街化調整区域では、既存住宅を解体して更地にすると再築ができない場合があり、空家のまま放置されるという課題を解消するため、令和2年度の条例改正により、市町村長の助言又は指導等により除却された特定空家の敷地に自己用住宅の新築を可能とした。 <p>2 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正概要</p> <p>(1) 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で、居住目的のない空家がこの20年で1.9倍となり、今後も増加していく見込み。 ・ 空家の除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理など総合的な対策が必要となった。 <p>(2) 改正概要（条例改正に係るもの）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">改正後</th> <th style="width: 15%;">改正前</th> <th style="width: 70%;">内容（市町村権限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第13条第1項</td> <td>（新設）</td> <td>管理不全空家の所有者等に対する指導</td> </tr> <tr> <td>法第22条第1項</td> <td>法第14条第1項</td> <td>特定空家の所有者等に対する特定空家の除却や修繕等の助言又は指導</td> </tr> <tr> <td>法第22条第10項前段</td> <td>法第14条第10項前段</td> <td>特定空家の除却等を行う代執行</td> </tr> <tr> <td>法第22条第11項</td> <td>（新設）</td> <td>災害その他非常の場合において緊急に特定空家の除却等を行う代執行</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 公布の日（令和5年6月14日）から6か月以内。</p>	改正後	改正前	内容（市町村権限）	法第13条第1項	（新設）	管理不全空家の所有者等に対する指導	法第22条第1項	法第14条第1項	特定空家の所有者等に対する特定空家の除却や修繕等の助言又は指導	法第22条第10項前段	法第14条第10項前段	特定空家の除却等を行う代執行	法第22条第11項	（新設）	災害その他非常の場合において緊急に特定空家の除却等を行う代執行
改正後	改正前	内容（市町村権限）														
法第13条第1項	（新設）	管理不全空家の所有者等に対する指導														
法第22条第1項	法第14条第1項	特定空家の所有者等に対する特定空家の除却や修繕等の助言又は指導														
法第22条第10項前段	法第14条第10項前段	特定空家の除却等を行う代執行														
法第22条第11項	（新設）	災害その他非常の場合において緊急に特定空家の除却等を行う代執行														

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第13条第1項若しくは第22条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段<u>若しくは第11項</u>の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	略		<p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第13条第1項若しくは第22条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段<u>若しくは第11項</u>の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p>	略	略		備考 略		<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第14条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	略		<p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第14条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p>	略	略		備考 略	
略																	
<p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第13条第1項若しくは第22条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段<u>若しくは第11項</u>の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p>	略																
略																	
備考 略																	
略																	
<p>12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第14条第1項</u>に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅</p>	略																
略																	
備考 略																	

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の一部が改正され、配偶者から身体に対する暴力等を受けた被害者を保護するための保護命令制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 暴力の相手方に、改正後の配偶者暴力防止法の規定により保護命令（接近禁止命令等及び退去命令等）が発せられている者も県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者とする。</p> <p>(2) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者について定めた規定中引用する配偶者暴力防止法の条項を改める。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参 考】</p> <p>(1) 条例の概要（優先入居制度関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例では、高齢者、障がい者、子育て世帯、配偶者暴力被害者世帯、母子父子世帯、多子多人数世帯等を対象に優先的に選考して県営住宅に入居させることができるよう定めている。 ・ 優先入居の対象とする配偶者暴力被害者として以下に掲げる者を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ア 配偶者暴力防止法に基づき暴力の相手方に裁判所から保護命令が発せられている者 イ 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護を受けた者 ウ 配偶者暴力を理由に婦人保護施設、母子生活支援施設に入所した者 エ 婦人相談所その他のDV支援機関、民間団体からDV被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた者（令和5年3月の条例改正により追加） <p>(2) 配偶者暴力防止法の改正概要（条例改正関連部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護命令制度の拡充として、保護命令に係る規定（旧第10条）が、接近禁止命令等（新第10条）と退去等命令（新第10条の2）に分けられ、対象とする被害者の拡大、加害者の禁止行為等の追加などが拡充された。 <div style="text-align: center;"> <p>(改正前)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ○法第10条第1項～4項（保護命令） </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>(改正後)</p> ○法第10条第1項～4項（接近禁止命令等） 接近禁止命令等の対象とする被害者及び発令要件の拡大、加害者の禁止行為等の追加 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> ○法第10条の2（退去等命令） 退去等命令の対象とする被害者の拡大、退去命令期間の期間についての特例を新設 </div> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期日は、令和6年4月1日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第1項から第4項まで及び第10条の2（<u>これらの規定を配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定による命令が発せられている者</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者</p> <p>(12)～(14) 略</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第1項から第4項まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられている者</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第5項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者</p> <p>(12)～(14) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条第4項第11号アの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申立てに係る命令が暴力の相手方に発せられている者について適用し、施行日前にされた申立てに係る命令が暴力の相手方に発せられている者については、なお従前の例による。この場合において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）附則第2条第1項の規定により従前の例によってなされる命令は、同法による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定によってなされた命令とみなす。

条例名等	鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県被災者住宅再建等支援基金として積み立てた額の合計額が令和5年度末には目途とする額に達すると見込まれることから、参加市町村と協議の上、積み立てる額の合計額の見直しを行う。</p> <p>2 概要 鳥取県被災者住宅再建等支援基金として積み立てる額の合計額を目途を23億円（現行20億円）に引き上げる。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>【参考】基金積立目標額見直しの検討経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年の中部地震で一部損壊への支援を拡充した際に積立額の見直しを検討したが、中部地震により取り崩した基金の再積立が必要であったため、積立額は当面20億円で据置き、基金が20億円に達すると見込まれる年度に協議するよう条例に規定した。 令和5年度に20億円に達することが見込まれたため、令和3年度から市町村と協議を重ね、国の制度拡充や住宅の耐震性向上などを加味した被害想定戸数に見直しを行い、基金積立目標額を23億円と試算し、令和5年9月1日に開催した鳥取県被災者住宅再建等支援制度運営協議会（県、鳥取市、米子市、八頭町、湯梨浜町、伯耆町で構成）で了承された。 <p><基金積立額見込>令和4年度末：19.6億円、令和5年度：20.1億円</p>

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基金の積立て)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 基金として積み立てる額の合計額は、<u>23億円</u>を 目途とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(基金の積立て)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 基金として積み立てる額の合計額は、<u>20億円</u>を 目途とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称</p> <p>鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館</p> <p>（2）指定管理者</p> <p>鳥取市相生町四丁目411番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭</p> <p>（3）指定の期間</p> <p>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由</p> <p>氷ノ山自然ふれあい館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館指定管理候補者の選定について

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

221,500,000円（債務負担行為額 221,925,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額：44,300,000円

4 選定理由

指定管理者の募集に当たっては、1団体から応募があり、審査・評価委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が適当であるとして選定した。

[選定理由]

新たな取り組みとして、若桜町の指定管理施設である高原の宿氷太くん及び氷ノ山キャンプ場と、戦略的パートナーシップを結び、協働してのPR、自然体験プログラムを組み込んだ宿泊プランや研修旅行等の造成と営業活動、その他、地元登山ガイドクラブとの連携、若桜町つく米地区と連携した棚田農業体験、若桜宿の歴史探訪と自然体験プログラムのセットプランなど、地域との連携強化が計画されており評価できる。これらの質の高い企画について、PRに力を入れ一層の工夫をしてもらう必要があるが、その効果が上がれば集客数のアップが期待できる。経営基盤も安定しており、指定管理候補者として適当であると認められる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月6日（木）から同年8月18日（金）まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町4丁目411	理事長 安田 達昭

6 審査・評価委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子（委員長）	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科 准教授
森岡 則明	民宿 ヒュッテ白樺
奈羅尾 玲子	タレント・ナレーター
遠藤 淳	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

(2)開催経緯

- ア 第1回審査委員会；令和5年6月9日（金）
鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；令和5年8月22日（火）
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3)選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の基本的な考え方の適合性 〔施設の設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。 	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の基準 〔利用時間、休館日 個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 〔施設設備の維持管理業務の内容 外部委託の考え方 環境への配慮〕 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔サービス向上・利用促進策・利用者の要望把握・ 自然観察会等の実施内容〕 ・地域と連携した効果的な利用促進 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 〔火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 緊急時の体制及び対応 等〕 	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容の妥当性 ・県の指定管理料額（又は県への納入額）の多寡 	15点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 	30点

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	委員からの主な意見等
1 (適/不適)	適	
2 (55点)	33.4点	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験プログラムは四季折々に様々なメニューが用意されており、利用者の満足度も高い。 ・地域との連携の部分で、新たな取り組み(戦略的パートナーシップや周辺宿泊施設等との連携)について期待したい。 ・戦略的パートナーシップで、積極的に外の意見を入れていき、地域の方々との意見交換もこれまで以上に行って欲しい。 ・今後もどんなニーズが隠れているか、アンテナを高くして新しい取り組みを進められると共に、既存の事業や展示物を活かすことも考えて欲しい。
3 (15点)	9.0点	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の物価上昇に見合った参加料の値上げが考えられている。 ・教育目的のイベントと、レジャー目的のイベントで参加料を変えることで、イベント収入により経費がまかなえるようになると、もっといろんなイベント等にお金を使えるようになると思う。 ・十分なPRができるように、広報費の計上を具体的に考えた方が良いのではないか。
4 (30点)	13.5点	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた人員を駆使して、利用者の利便性向上に努めている。 ・インタープリター(自然解説専門員)の自然に関する知識は、十分に伝わったものの、一般の人とワクワクや好奇心を共有するにあたって、より視野を広げる必要があるのではないか。
合計 (100点)	55.9点	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日(現行どおり)

ア 開館時間 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

4月～9月：毎週月曜日(夏休み中は月曜日も開館)

10月～11月：毎週月、火曜日

12月～3月：毎週月～水曜日

上記休館日が祝日の場合は開館し、翌営業日を休館日とする。

年末年始(12月29日～1月3日)

(2) 利用促進のための取組み

ア 自然体験プログラムの充実

・実施回数 【定例イベント350回/年+リクエストイベント】

・「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けて、「自然を親しむ・知る・守る」イベント開催や、小中学校等各種団体向けに自然体験プログラムを実施。

・利用の多い小学生家族だけでなく、大人(中高年層)向けのイベント「大人の趣味シリーズ」を開催し、幅広い集客に取り組む。

イ 地域と連携した氷ノ山・若桜町の賑わい創出への取組み

・氷太くん・氷ノ山キャンプ場と戦略的パートナーシップを締結し、協働してのPR活動、自然体験プログラ

ムを組み込んだ宿泊プランや研修旅行等の造成と営業活動を実施。

- ・観光協会や若桜町内施設と連携して教育旅行のモデルプランを構築。

ウ 施設・設備の活用

- ・2階展望ルームの展示スペースを増やして楽しい手作り展示を設置し、くつろぎコーナーに飲食スペースを移し、窓に広がる雄大な展望を楽しみながらくつろげるように模様替えを行う。
- ・イーグルスカイシアターは、氷ノ山の四季折々の自然の様子を紹介する動画を新たに作成する。
- ・「クライミングウォール」「スラックライン」「木製ブロック」等の用具を整備し、来館者が楽しく・長く過ごすことができるようにする。
- ・植物の生物歴（生き物の出現時期や活動内容を記した歴）に加えて、新たにチョウなどの生物歴を作成し、展示を拡大する。

(3) サービスの向上策

ア リクエストへの対応

- ・保育園・幼稚園、小中学校、こども会や児童クラブ、公民館、障がい者福祉施設など各種団体の様々な要望に応じた「野外活動」及び「創作体験・自然講座等」の実施。
- ・自然体験活動の意義や野外活動における安全対策などを伝える保護者や職員向けの出前講座の実施。

イ 国定公園氷ノ山のビジターセンターとしての機能の充実

- ・国定公園である氷ノ山の豊かな自然を紹介する拠点施設として、日々変わる周辺の状況をホームページやSNS、オンラインスクール、講演会等のWEB配信、機関誌等でリアルタイムな情報提供を実施。
- ・登山に関する問合せ対応や登山情報の表示。

(4) エコツーリズムの取組

ア 地域の魅力や価値を理解し、それらの資源を地域・関係者と連携して保全しつつ紹介し、地域への波及効果が期待できるイベントに取り組み。（つく米地区の棚田を用いた農業体験イベント）

イ 地元大学からのインターンの受入等を行い、環境教育に携わる人材の育成に努める。

ウ 教育旅行の誘致や少人数での受け入れなど氷ノ山地域のエコツーリズムの受入施設としての機能を強化。

エ 「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会」や若桜町立「高原の宿氷太くん」等、地域や関係機関と連携して、氷ノ山地域の活性化に努める。

(5) 登録ボランティア「響の森クルー」活動の推進

登録ボランティア制度である「響の森クルー」の募集や育成に取り組み、当館のニーズとクルーの希望をマッチングさせたクルー育成プログラムを作成し、活動人数や回数を増やすようにする。

条例名等

公の施設の指定管理者の指定（天神川流域下水道）について

提出理由及び概要

1 提出理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

2 概要

(1) 公の施設の名称

天神川流域下水道

(2) 指定管理者

東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男

(3) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(4) 理由

天神川流域下水道の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社を指定管理者として指定しようとするものである。

(参考) 選定方法：指名

天神川流域下水道指定管理候補者の選定について

天神川流域下水道の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517 番地）
理事長 田村 満男（以下「下水道公社」という。）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

2,187,956,000円（県債務負担行為額 2,190,604,000円）
（燃料・光熱費については別途毎年度予算措置するため、上記の額には含まれていない。）

4 審査結果

下水道公社は、指定管理候補者として適当である（総合評価 80.6 点/100 点）。

5 審査の経緯

下水道公社が事業計画書等のプレゼンテーションを行い、審査委員から質疑等があり、その後、審査基準に照らし、各審査委員が審査を行った後、委員会として結論を確認した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
みやぎ りつこ 宮城 律子（委員長）	税理士法人阪本会計 税理士
たけうち ゆか 竹内 由佳（委員）	鳥取環境大学経営学部経営学科准教授（副学部長）
あおき ゆきこ 青木 由紀子（委員）	ゆの宿 彩香 役員
ふじい みつひろ 藤井 光洋（委員）	公益財団法人鳥取市学校給食会 理事長
えんどう じゅん 遠藤 淳（委員）	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和5年6月2日（金）
・下水道公社の概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 令和5年8月23日（水）
・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目及び内容	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針	なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○管理の基準 ・業務時間の設定 ・個人情報保護、情報公開への対応 ○施設設備の維持管理の基準 ・長期安定使用のための維持管理の考え方と対応、省エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮の取組、点検・清掃業務の実施方針等 ○業務の外部委託	60点

		<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託の考え方 ・委託先の選定方法等 ○事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応 ○下水道知識の普及、啓発及びイメージアップに繋がる自主事業の提案 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○管理経費の効率化の考え方は適切か ○支出計画の見通しは適切か 	20点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ○団体の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○下水道公社の社会的責任の遂行状況 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定等 ・ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 ・あいサポート企業の認定等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○当該施設の管理運営状況の実績評価 	20点
		計	100点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 平等な利用 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員が全員一致で、指定管理候補者の管理運営の方針が適当であると認める。
2 効用の最大限の発揮 (60点)	適 (50.4点)	<ul style="list-style-type: none"> ・365日24時間常時2名で適切に運転管理を行う体制が確保されており、これまでも事故がなく運営されている。 ・自社の課題を適切につかみ、解決策を試してみるといったことの繰り返しだが、うまく回っていて、説明力のある業務計画であると感じた。 ・法令による選任義務がなくても、エネルギー管理員を設置するなど、施設管理への努力が感じられる。 ・危機管理マニュアルも随時更新して、万一に備えた万全の態勢をとるよう努められている。 ・自主事業の広告について、下水道の普及についてだけでなく、中部地区・湯梨浜町といった広い範囲のイベントや、何か訴求したいことのPRとして用いてもらう方がいいかもしれない。
3 経費等効率化 (20点)	適 (16.0点)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器類の状況を適切に把握し、早期に修理したり、計画的に修理することが大切になっているが、このことについて積極的に取り組まれているなど、管理経費の縮減に努力されていると思う。 ・水質基準について、「より低い数値」のみを求めるのではなく、基準内で水質維持と電力量の低減の両立を目指されている点が評価できる。
4 安定管理 (20点)	適 (14.2点)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保は、喫緊の課題である。
総合評価 (100点)	適 (80.6点)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員が全員一致で、天神川流域下水道の指定管理候補者として、適当であると認める。

※点数は、委員5名の平均。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

①指定管理者を希望する理由

- ・下水道事業を取巻く経営環境が変化中、下水道公社設立の趣旨や法人としての使命を念頭に、県、関係市町及び地域住民へ貢献する必要があること。
- ・供用開始から39年間にわたって維持管理及び運営業務を包括的・一体的に受託し、特段の事故・トラブル発生もなく、実績や技術的知見・ノウハウ（電気・機械・水質等の技術）の蓄積があり今後も安全・安心な維持・運営ができること。

②管理運営の方針

- ・施設は、供用開始から39年が経過し、下水道施設の老朽化や改築更新需要の増加、節水機器の普及と人口減少に伴う流入汚水量の減少の一方、豪雨等に伴う異常流入水の増加などが見込まれるなど経営環境が厳しくなる中で、持続可能な下水道の確保と管理運営の一層の効率化が必要となっている。こうした中で、下水道技術の進歩等に対応した業務内容の点検・見直しや職員一人一人のコスト意識を高め、管理運営の一層の効率化等に取り組む。

(2) 管理の基準等

①勤務時間等

- ・年間を通じて稼働停止が許されない施設で、24時間、365日の運転操作及び監視体制を維持する。

②個人情報の保護への対応

- ・個人情報保護に関する法令等を遵守し、「個人情報保護規程」等を定め個人情報保護の体制を確立し、個人情報を適正に管理するとともに、不正アクセスを防止し、情報の漏洩を阻止する体制を構築している

③情報公開への対応

- ・鳥取県情報公開条例を遵守し、「情報公開規程」を定め、開かれた下水道公社運営のため、事業内容、財務情報、下水処理状況及びイベント情報等を積極的に情報公開する。

④施設設備の維持管理

- ・天神浄化センター等の下水道施設が安全かつ安定的に稼働し、その機能が最大限に発揮されるように、電気・機械設備、汚水処理槽等の設備や水質管理に精通した専門技術者を配置し、実施体制を構築するとともに、維持管理の基準を整え、適正な管理運営を遂行する。
- ・運転管理、水質管理は、基準・目標を設定し、流入汚水の変化や水質試験等の結果をダイレクトに反映させて管理し、放流水質目標と下水道機能の確保を図る。
- ・省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を運転手法の改善等と両立させながら実施する。

⑤施設設備の長期安定使用

- ・主要な機器類の保全措置については、分解整備（オーバーホール）による予防保全を実施する。また、分解整備周期は個別施設の特性や設置環境及びこれまでの修繕実績、技術的知見及び故障リスク等を勘案した「主要機器類中期分解整備等計画」を基本として、故障の未然防止と施設の長寿命化を図る。

⑥業務の外部委託

- ・技能及び現業的な業務体制が必要な運転操作、保守点検等業務、特別な資格、専門技術及び特殊機械等が必要な業務は、履行可能な専門業者へ外部委託し、業務を効率的かつ安定的に遂行する。
(鳥取県産業振興条例を遵守)

⑦事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・消防法に基づき「天神浄化センター消防計画」を定め、火災等の災害及び人命の安全、被害の防止等、必要な業務に取り組む。
- ・防火管理者及び火元責任者を設置し、消防設備・機器の設置・定期点検を行い、火災防止に努める。消火訓練は、所轄消防署の指導のもと、通報、消化、避難誘導及び応急処置等の訓練を実施する。
- ・電気事業法に基づく保安規程に従い、電気設備の点検を行う。

⑧緊急時の体制・対応

- ・鳥取県が定める「天神川流域下水道事業業務継続計画（BCP）」及び「天神川流域下水道非常対策要綱」を踏まえ、「危機管理マニュアル」を整備し、水害、地震、津波、異常流入等非常事態の区分ごとに運転操作、保守点検業務従事者と連携して、迅速かつ的確な対応を行う。
- ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による、施設利用者及び職員の安全確保に努める。

⑨施設を活用した普及・啓発等

- ・国道179号バイパス完成後、天神浄化センター周辺の交通量増大が見込まれることから、看板やイベント横断幕などで下水道に関する広報事業を実施する。
- ・下水道ふれあい教室、施設見学会、ぐるり水の探検、絵画・書道・川柳コンクール等を開催し、下水道知識の普及やイメージアップを図る。

(3) 管理経費

①基本方針

- ・「中期経営計画2021」の進行管理とPDCAサイクルによる評価・実行。
- ・今後5年間は、各処理工程の最適化、エネルギー管理の徹底、修繕の合理化・効率化を主に取り組み。

②収支計画・指定管理委託料等

- ・令和6～10年度の収支計画額は、県指定管理料上限総額を0.12%下回る額を提案。
- ・これまでの経費縮減対策を反映し、日々の運転管理及び維持管理での薬品類、燃料、電力量の節減等の経営努力を反映させ、さらなる経費の節減を図る。

○指定管理料（燃料・光熱費は含まれていない）（単位:千円）

	総額	提示額	上限額	備考
総額（5箇年）		2,187,956	2,190,604	
内訳	令和6年度	440,290	441,115	
	令和7年度	436,015	436,346	
	令和8年度	438,428	439,380	
	令和9年度	435,191	435,599	
	令和10年度	438,032	438,164	

(4) 団体の財政基盤・経営基盤

- ・基本財産は300万円（県1/2、市町1/2）
- ・指定管理業務は公益事業であり、決算により執行残金が発生した場合、県へ返納する。

(5) 組織及び職員の配置等

- ・業務全般の企画、計画立案、外部委託及び工事等の指導監督、水質管理、電力の調達管理及び緊急時の対応等を実施する。

○職員配置状況

- ア 理事長は常務理事を兼務し、事務局職員は事務局長と総務担当の計2名、管理運営班5名の計8名
- イ 評議員及び理事は、事業の維持管理費を負担する流域関連市町の市長又は町長等が就任し、下水道公社の経営に関与する。

理事長（常勤）	1	評議員	5
事務局長	1	理事	7
総務班（事務）	1	監事	2
管理運営班（水質2・機械2・電気1）	5		
計	8	計	14

- ウ 有資格者（下水道維持管理資格者、電気主任技術者等の11資格）の配置は、消防設備士を除き下水道公社職員で対応。

(6) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況など

・指導等の状況

- 労働基準法、水質汚濁防止法に基づく検査、建築基準法に基づく検査など関係法令等に係る指摘事項及び行政指導等はない。また、県監査及び公益法人検査の指摘事項もなかった。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク）） について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求めらる。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称</p> <p>鳥取県立布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク）</p> <p>（2）指定管理者</p> <p>鳥取市東町一丁目220番地</p> <p>公益財団法人鳥取県スポーツ協会</p> <p>会長 林 昭男</p> <p>（3）指定の期間</p> <p>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由</p> <p>布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク)指定管理候補者の選定について

鳥取県立布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク)の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

1,273,582,000円(債務負担行為額 1,273,582,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額

令和6年度 254,762,000円(県民体育館改修工事に伴う休業補償を含む)

令和7年度以降 254,705,000円

4 選定理由

指定管理者の募集に当たっては、1団体から応募があり、審査・評価委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が適当であるとして選定した。

[選定理由]

管理運営の基本的な考え方が当該施設の管理者としてふさわしく、収支計画も堅実であると認められ、経営基盤も安定している。これまでの4期にわたる指定管理の経験と実績を有し、そのノウハウを活かし、今後もの確な施設の管理運営が見込まれる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月3日(月)から令和5年8月17日(木)まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査・評価委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部副学部長
河田 桂吾	鳥取県レクリエーション協会 事務局長補佐
大野 政人	米子工業高等専門学校総合工学科 准教授
朝倉 学(副委員長)	鳥取県生活環境部次長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査・評価委員会 令和5年6月10日(土)

・鳥取県立布勢総合運動公園の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査・評価委員会 令和5年8月22日(火)

・面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	なし
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・有料公園施設の利用時間、休園日、利用料金等の設定内容 ・大会や行事等の利用調整方法 ・個人情報保護、情報の公開など ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持管理 ・芝グラウンドの管理方法 ・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針、環境に配慮した施設運営の取組 など ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・競技スポーツ振興、スポーツ・レクリエーション振興及び施設の利用促進への取組、サービス向上策 ・公園の利用促進に有効な宣伝・広報 ○利用者等の要望の把握と対応 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	58点
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額の多寡	12点
4 安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定 など ○当該施設の管理運営状況の実績評価	30点
5 その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	2点
計		102点

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	委員からの主な意見等
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のスポーツ振興のため、以前からのノウハウを活かして活動していこうとされている。 ・公的な施設であるという意識が強すぎるように感じた。民間団体による管理を意識し、創意工夫を期待したい。 ・ねんりんピックなど大きな大会を控えており、運動公園の管理について10年後のビジョンが見えてきて良い。 ・これまで運動公園を管理している経験と実績が評価できる。

2 (58点)	42.6点	<ul style="list-style-type: none"> ・eスポーツの大会誘致など新鮮な発案があったことは評価できる。 ・スポーツ以外の新たな施設の利用方法について、提案があるとよかった。 ・広報、情報発信については、フェイスブックだけでなく、他のSNSも活用し、公園の魅力を積極的にPRしていただきたい。 ・県民体育館は、災害時の避難場所に指定されており、スタッフが日頃からの訓練等も含め、防災拠点としての役割を認識されている。 ・芝グラウンドの管理は、専門家の助言を活かして、全国でも高評価を受けている。今後も適切な維持管理により、高評価の芝グラウンドの維持が期待できる。 ・障がい者の雇用や、障がい者に関連するイベントの広がりを期待したい。 ・これまでの実績から、今後予定されているねりんピック、ワールドマスターズゲームズ等の大規模大会でも的確な施設管理が期待できる。
3 (12点)	6.7点	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置場所を変更し、売上増加を図る提案は、創意工夫として姿勢は評価できる。 ・夜間にジョギングする利用者のため、陸上競技場を無料で使用させているが、照明点灯により電気料金もかかるため、有料化も検討していただきたい。
4 (30点)	18.4点	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する様々な経歴、資格を持った職員が多くいることで、利用者は安心してスポーツに取り組める。 ・長年、スポーツ運営をされてきたノウハウが活かされている。 ・県のスポーツ振興のため努力されており、評価できる。
5 (2点)	1.0点	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツの応募企業が増えるような施設の運営・管理に心がけていただきたい。 ・ネーミングライツ企業と連携し、企業価値が高められるような取り組みをお願いしたい。
合計 (102点)	68.7点	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 利用時間・休園日

ア 利用時間

陸上競技場（雨天練習場及びトレーニングルームを含む）、補助競技場、投てき場の開園時間を、7月から9月までの間、30分前倒し。

有料公園施設	4月～6月	7月～9月	10月～3月
陸上競技場	午前9時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
補助競技場、投てき場	午前9時から午後7時まで	午前8時30分から午後7時まで	午前9時から午後5時まで
多目的広場、テニス場（照明なし）	午前9時から午後7時まで		午前9時から午後5時まで
球技場、野球場、テニス場（照明あり）	午前9時から午後9時まで		
県民体育館	午前9時から午後10時まで		

※有料公園施設以外は、原則として常時開放

イ 休園日（現行どおり）

有料公園施設	休園日（休館日）
陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場、野球場、投てき場、テニス場	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日から1月3日まで ・12月29日から12月31日まで
県民体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3火曜日 ・1月1日から1月3日まで ・12月29日から12月31日まで

(2) 利用料金・減免

ア 利用料金

- ① ニーズの高い物品の貸出を開始（全身鏡100円/回、簡易音響設備1式1,050円/回）

- ② 県民体育館第1研修室の利用方法に合わせた料金の設定（1/3室利用の冷暖房利用料）
 - ③ 新たに指定管理業務となった行為許可・占用許可に係る利用料の設定（現行の県使用料と同額）
- イ 減免（現行の減免事項を一部変更）
- ① 高等学校野球連盟（軟式野球）が行うスポーツ行事を減免対象に追加（高等学校体育連盟に同じ）
 - ② 70歳以上の減免について、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限定
 - ③ 行為許可・占用許可の利用料金新設に合わせて、行為許可・占用許可に係る減免事項を設定

（3）利用調整

国際大会や全国大会から県内大会まで、利用の規模に応じて公平な利用を確保する。

- ア 大規模施設利用調整調査
 国・県が主催する行事及び中国大会以上の大規模な大会、鳥取県高等学校総合体育大会など県内の学校が参加する主要な大会等は、前々年度の8月に調整を実施。
- イ 施設利用調整調査
 ア以外の県大会、地域の大会、学校行事などは、前年度の2月に調整を行い、年間利用計画を決定。

（4）施設管理

- ア 広域の総合運動公園としての役割
 以下のことを念頭に適切な運営管理を行う。
- ・全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
 - ・レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
 - ・災害時の緊急避難場所
 - ・県民の健康増進
- イ 芝グラウンドの維持管理
 高い利用率を確保しながら安全・安心に利用でき、かつ日本のトップ水準クラスの芝グラウンド状態が保てるよう維持管理に取り組む。

（5）スポーツ・レクリエーション振興

- ア 競技スポーツ振興
- ・競技大会が円滑に開催できる運営への支援
 - ・国民スポーツ大会などへの監督・コーチの派遣
 - ・「100mの聖地・布勢」を活用した競技力向上への取り組み 等
- イ 身近なスポーツ・レクリエーション振興業務
- ・スポーツ教室、イベントの実施
 - ・グラウンドゴルフ大会の充実
 - ・未来のアスリート発掘事業
 - ・総合型地域スポーツクラブへの支援
 - ・高齢者のスポーツ活動の促進
 - ・地域へのスポーツ指導者派遣
 - ・ジュニア世代を対象とした研修会、講習会の実施
- ウ 障がい者スポーツの普及振興
- ・研修の充実
 - ・指導員の資格取得
 - ・障がい者アスリートの雇用
 - ・障がい者スポーツ協会との連携 等
- エ トレーニング指導できる職員の配置（トレーニングルーム）
- オ 体験学習プログラムの実施（園芸、子育て応援、自然体験、健康増進）

（6）利用促進、サービス向上

- ア 空きスペースの活用（中央広場へのバスケットゴール設置）
- イ 無償貸出用具の充実
- ・筋力トレーニング時の腰ベルト
 - ・ニュースポーツ用具（ペタンク、フライングディスク、ファミリーバドミントンなど）
- ウ ランナーのためのサービス向上
- ・ランニングステーションの設置（無料のロッカー、シャワー）
 - ・陸上競技場の一般利用に限り夜間照明の無料化

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部自然共生社会局 自然共生課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	279,620	令和5年9月1日 ～令和8年3月31日	鳥取砂丘レンジャー詰 所